

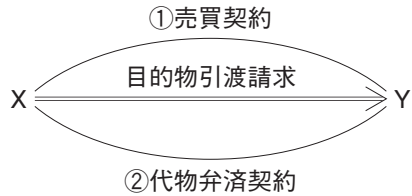
第5章 法律行為 第1節 総則

90条 (公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

事案 (暴利行為)

XはYに売買代金債権100万円を有していたが、支払がないので、Yの本件目的物の所有権をXに移転してその弁済に代える合意をした。XがYにその目的物の引渡しを求めたところ、Yは目的物の価額は数百万円に達するので暴利行為だと主張して、引渡しを拒絶している。



訴訟物 代物弁済契約に基づく目的物引渡請求権

- * 契約に基づく履行請求権が訴訟物とされている場合、当該契約が公序良俗に違反することを理由としてその効力を争う者が、公序良俗に反することを抗弁として主張・立証しなければならない。しかし、請求原因において主張される契約内容自体に公序良俗違反の事実が現れているときは、主張自体失当として（抗弁としての主張を待つことなく）その効力は否定されなければならない（大判大正10年9月22日民録27.23.1590）。
- * クラブの顧客Aの飲食代金についてホステスYが店の経営者に対して保証する契約が暴利行為の一型態としてその効力が争われた事案につき、最判昭和61年11月20日判時1220.61【百選I12】は、「Yは自己独自の客としてのAとの関係の維持継続を図ることによりXの経営するクラブから支給される報酬以外の特別の利益を得るため、任意にXに対してAに対する掛売を求めるとともに本件保証契約を締結したものであり、その他原判示の事情を総合勘案すれば、本件保証契約がいまだ公序良俗に反するものとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができる」と判示する。

請求原因

(1)XY売買契約（代金100万円）
(2)XY売買契約債務の弁済としてYの本件目的物の所有権をXに移転する契約

抗弁

Y目的物所有権をXに移転することは公序良俗違反（評価根拠事実）

* 具体的事実として、①目的物の価額が債務100万円の数倍という高額、②Y目的物所有権をXに移転することはYの無思慮・窮迫に乗じたものなどを挙げることができる。

再抗弁

評価障害事実

訴訟物 違約金請求権

請求原因

(1)XY、①YとAが同居しない、②①に違反したときはYがXに違約金100万円を支払う旨の契約
(2)YとAが同居したこと

抗弁

(1)YとAは母と子の関係
(2)Yは要介護の状況

* 抗弁事実が請求原因中に現れているときは、請求原因は人倫に反するものとして主張自体失当。

訴訟物 報酬金請求権

請求原因

(1)XY、①YはXの名誉毀損行為をしない、②XはYに①の対価100万円を支払う旨の契約
(2)YはXの名誉毀損行為をしなかった

* 契約条項自体に公序良俗違反（正義の観念に反する）であることが現れており、請求原因は主張自体失当。

訴訟物 雇用契約関係（確認）

* 最判昭和56年3月24日民集35.2.300【百選I13】は、「Y会社の就業規則は男子の定年年齢を60歳、女子の定年年齢を55歳と規定しているところ、右の男女別定年制に合理性があるか否かにつき、原審は、Y会社における女子従業員の担当職種、男女従業員の勤続年数、高齢女子労働者の労働能力、定年制の一般的現状等諸般の事情を検討したうえ、Y会社においては、女子従業員の担当職務は相当広範囲にわたっていて、従業員の努力とY会社の活用策いかんによっては貢献度を上げる職種が数多く含まれており、女子従業員各個人の能力等の評価を離れて、その全体をY会社に対する貢献度の上がない従業員と断定する根拠はないこと、しかも、女子従業員について労働の質量が向上しないのに実質賃金が上昇するという不均衡が生じていると認めるべき根拠はないこと、少なくとも60歳前後までは、男女とも通常の職務であれば企業経営上要求される職務遂行能力に欠けるところはなく、各個人の労働能力の差異に応じた取扱がされるのは格別、一律に従業員として不適格とみて企業外へ排除するまでの理由はないことなど、Y会社の企業経営上の観点から定年年齢において女子を差別しなければならない合理的理由は認められない旨認定判断したものであり、右認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができる。そうすると、原審の確定した事実関係のもとにおいて、Y会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効であると解するのが相当である（憲法14条1項、〔旧〕民法1条ノ2〔民2条〕参照）」と判示した。

請求原因

(1)XY(会社) 雇用契約
(2)YはXとの雇用契約関係を争う

抗弁

(1)Y就業規則は女性の定年55歳と規定
(2)Xは女性
(3)Xは55歳になった

再抗弁

就業規則は男性の定年を60歳と規定

* 抗弁と再抗弁を併せると、抗弁の規定は基本的人権に反することとなる。

訴訟物 退職金請求権

請求原因

- (1)XY (会社) 雇用契約
- (2)Y就業規則は勤続5年以上6年未満の者の退職金が100万円である旨規定
- (3)X 5 年間Yに勤務
- (4)XはYを退職

抗弁

就業規則に退職者が競業他社に就職したときは退職金を支給しない旨規定
 * 無限定な不支給規定は、公序良俗違反（営業の自由の制限）に該当することになる。したがって抗弁は主張自体失当。

訴訟物 諾成的消費貸借契約に基づく貸金交付請求権

請求原因

YX300万円を無利息で貸す諾成的消費貸借契約

抗弁

消費貸借契約は賭博で負担した債務弁済の原資
 * 射幸的行為の抗弁である。

訴訟物 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権

* 動機の不法が、その法律行為が公序良俗違反として無効となるかについて見解が分かれる。動機が表示された場合に限り、その法律行為が無効とする見解、相手方が動機の不法を知り又は知りうべき場合に無効とする見解などが説かれるが、原則として無効であり、相手方が善意・無過失である場合は例外的に有効とする見解を妥当というべきであろう。

請求原因

- (1)XY消費貸借契約
- (2)消費貸借契約の弁済期到来

抗弁

Yは消費貸借契約の借入金を賭博の債務弁済に充てる動機

再抗弁

Xは消費貸借契約当時、債務弁済に充てる動機を知らない

再々抗弁

再抗弁の善意につきXの過失（評価根拠事実）

177条（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

事案1（二重売買）

Aは所有する土地をXに売却した後に、Yにも売却してYに土地を引き渡した。XはYに対して土地の明渡しを求めた。

```

    graph TD
      A["A (土地もと所有)"] -- "①売買契約" --> X["X"]
      A -- "②売買契約" --> Y["Y (占有)"]
      X -- "明渡請求" --> Y
    
```

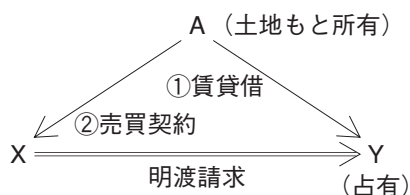
訴訟物 所有物返還請求権としての土地明渡請求権

請求原因

- (1)A土地売買契約当時、土地所有
- (2)AX土地売買契約
- (3)Y土地占有

<p>抗弁Ⅰ（対抗要件）</p> <p>(1)AY土地売買契約</p> <p>(2)Xが登記を具備するまでXを権利者と認めないとのYの権利主張</p> <p>* 意思表示のみで物権変動が成立するとの176条の原則規定に対し、177条は登記がなければ物権変動を第三者に対抗できないとする例外規定である。</p> <p>* 「第三者」の範囲について制限説に立つ以上、物権変動を否定する者は、少なくとも、自らが「当事者もしくはその包括承継人以外の者で、不動産に関する物権の得喪・変更の登記の欠缺を主張する正当な利益を有するもの」であること、すなわち、「正当な利益を有する第三者であることを基礎づける事実」を主張・立証しなければならない。</p> <p>* 対抗要件の抗弁として、(1)の事実のみで足りるとする（第三者抗弁説）か、(1)に加えて「物権変動を主張する者が対抗要件を具備していないこと」が必要であるとする（事実抗弁説）か、(2)の権利主張が付加される必要があるとする（権利抗弁説）かの争いがある。</p>	<p>再抗弁Ⅰ</p> <p>対抗要件具備</p> <p>* 権利抗弁説に立つと登記具備は再抗弁Ⅰとなる。</p> <p>再抗弁Ⅱ（不登5条1項）</p> <p>Y詐欺又は強迫によりXの登記申請を妨げた</p> <p>再抗弁Ⅲ（不登5条2項）</p> <p>YはXのために登記申請をする義務ある者</p> <p>再抗弁Ⅳ</p> <p>Y背信的悪意者（評価根拠事実）</p> <p>* 最判昭和44年1月16日民集23.1.18は、「実体上物権変動があった事実を知りながら当該不動産について利害関係を持つに至った者において、右物権変動についての登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められる事情がある場合には、かかる背信的悪意者は登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しないものであって、民法177条にいう『第三者』に当たらない」と判示する。背信的悪意者の評価根拠事実とは再抗弁と位置づけられ、Xが登記を有していないときに実際上意味がある（登記を有していれば端的にその事実をもって再抗弁としうる）。</p>
<p>抗弁Ⅱ（所有権喪失）</p> <p>(1)AY土地売買契約</p> <p>(2)A→Y、AY土地売買契約に基づき登記</p>	<p>再抗弁</p> <p>Y背信的悪意者（評価根拠事実）</p> <p>* 法的性質は、信義則違反の再抗弁である。</p>

事案2 Xは所有者Aから土地を買い受けたので土地占有者Yに対して明渡しを求めたところ、YはAから賃借したと主張してこれに応じない。



訴訟物 所有物返還請求権としての土地明渡請求権

請求原因

- (1)A土地売買契約当時、土地所有
- (2)AX土地売買契約
- (3)Y土地占有

* 抗弁Ⅱが提出される事案においては、(3)は「Y土地上に建物を所有して土地占有」となる。

抗弁Ⅰ (対抗要件)

- (1)AY賃貸借契約
- (2)Xが登記を具備するまでXを権利者と認めないとのYの権利主張

再抗弁 (登記具備)

A→X土地売買契約に基づき所有権移転登記

抗弁Ⅱ (占有正権原)

- (1)AY賃貸借契約
- (2)賃貸借契約に基づく引渡し
- (3)賃貸借契約は建物所有目的
- (4)Y建物につき登記

* Yの占有がXの前主のAとの間の賃貸借契約に基づくものであること、その賃貸借契約は新所有者Xに対しても対抗できるものであることを示す。

* (4)は権利保護要件としての登記である。

再抗弁 (先立つ土地登記)

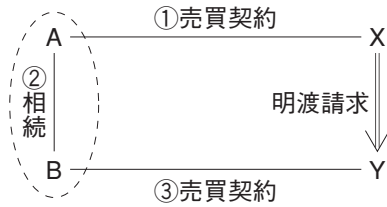
Yの建物登記に先立ちA→X土地売買契約に基づく登記

* 「Yによる建物登記が土地登記に先立つ」を再抗弁とする考えもある。

抗弁Ⅲ

- (1)AY賃貸借契約
- (2)賃貸借契約に基づく引渡し
- (3)AY賃借権設定登記合意
- (4)賃借権設定登記合意に基づく登記

事案3 Aが所有する土地をXに売却した。その直後、Aが死亡してその相続人である子Bが土地をYに売却して引き渡した。
XはYに対して土地明渡しを求めた。



訴訟物 所有物返還請求権としての土地明渡請求権

請求原因

- (1)A土地もと所有
- (2)AX土地売買契約
- (3)Y土地占有

抗弁 I

- (1)A死亡
- (2)BはAの子
- (3)BY土地売買契約
- (4)Xが対抗要件を具備するまでXを権利者と認めないとYの権利主張

抗弁 II

- (1)A死亡
- (2)BはAの子
- (3)BY土地売買契約
- (4)Y、BY土地売買契約に基づき所有権移転登記

再抗弁

X、AX土地売買契約に基づき所有権移転登記